

大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱を次のように定める。

平成25年 1月25日

大分市長 釘 宮 磐

大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市アライグマ捕獲従事者（本市が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第18条第1項の規定による確認を受けて行うアライグマの防除に係る捕獲にこの要綱に定めるところにより市長の登録を受けて従事する者をいう。以下「捕獲従事者」という。）の登録等に関し、大分市アライグマ防除実施計画書（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省令・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画書であって、市長が定めたものをいう。以下「計画書」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(捕獲従事者の要件)

第2条 捕獲従事者として登録を受けることができる者は、市長が認めるアライグマの防除に関する講習会を受講し、又はわな猟免許（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第39条第3項に規定するわな猟免許をいう。以下同じ。）を有している20歳以上の者とする。

(捕獲従事者の登録申請)

第3条 捕獲従事者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市アライグマ捕獲従事者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申

請しなければならない。

(1) 運転免許証等本人確認ができるものの写し

(2) わな猟免許を有する者にあつては、鳥獣保護法第43条に規定する狩猟免状の写し

(捕獲従事者の登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、申請者が第2条各号に規定する要件を満たす者であると認めたときは、当該申請者を捕獲従事者として捕獲従事者台帳に登録するものとする。

(捕獲従事者証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により登録をしたときは、当該登録をした捕獲従事者に大分市アライグマ捕獲従事者証（以下「捕獲従事者証」という。）を交付するものとする。

(氏名等の変更の届出)

第6条 捕獲従事者は、氏名又は住所に変更が生じたときは、速やかに大分市アライグマ捕獲従事者氏名等変更届（様式第2号）に捕獲従事者証及び運転免許証等変更が確認できるものの写しを添えて市長に届け出なければならない。

(捕獲従事者証の再交付)

第7条 捕獲従事者は、捕獲従事者証を汚損し、毀損し、又は紛失したときは、直ちに大分市アライグマ捕獲従事者証再交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に申請し、捕獲従事者証の再交付を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第8条 市長は、捕獲従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該捕獲従事者の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の効力を停止することができる。

(1) アライグマの防除に係る捕獲に関し不誠実な行為をしたとき。

(2) わな猟免許を有する者にあつては、鳥獣保護法第64条の規定により、狩猟者登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。

(3) 外来生物法、鳥獣保護法その他の関係法令又はこの要綱、計画書に定める捕獲の実施等に係る事項若しくは市長の指示に違反したとき。

2 市長は、捕獲従事者から捕獲従事者の登録を辞退する旨の申出があつたときは、当該捕獲従事者の登録を抹消するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消し、若しくは効力を停止し、又は前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該捕獲従事者に通知するとともに、捕獲従事者登録台帳から削除するものとする。

(捕獲従事者証の返納)

第9条 捕獲従事者は、前条第1項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに市長に捕獲従事者証を返納しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、捕獲従事者の登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 10月 3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に改正前の大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱第6条に規定する有効期間（以下「旧有効期間」という。）が満了することとなる者について適用し、同日前に旧有効期間が満了する者については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

大分市アライグマ捕獲従事者登録申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号

大分市アライグマ捕獲従事者として登録を受けたいので、大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

生年月日	年 月 日
受講した講習会	年 月 日 開催の講習会受講済（ 主催）
わな猟免許 番号等	第 号
	交付年月日 年 月 日
	交付機関名
	有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) 運転免許証等本人確認ができるものの写し
- (2) わな猟免許を有する者にとっては、狩猟免状の写し

様式第2号（第6条関係）

大分市アライグマ捕獲従事者氏名等変更届

年 月 日

大分市長 殿

届出者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

次のとおり氏名等の変更が生じたので、大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱第6条の規定により届け出ます。

捕獲従事者登録番号	—	
捕獲従事者の 住所又は氏名	変更前	
	変更後	
変更年月日	年	月 日

添付書類

- (1) 大分市アライグマ捕獲従事者証
- (2) 運転免許証等変更が確認できるものの写し

様式第3号（第7条関係）

大分市アライグマ捕獲従事者証再交付申請書

年 月 日

大分市長 殿

申請者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

大分市アライグマ捕獲従事者証の再交付を受けたいので、大分市アライグマ捕獲従事者の登録等に関する要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

捕獲従事者登録番号	—
再交付の理由	

添付書類

- (1) 運転免許証等本人確認ができるものの写し
- (2) 汚損又は毀損の場合にあっては、当該汚損又は毀損した捕獲従事者証